

(3) 衆議院議員総選挙推定投票率速報要領

1. 速報期日 平成17年9月11日

2. 速報を行う投票区

次の投票区（以下「速報投票区」という。）において、速報現時の投票者数の報告を行うものとする。

市町村	投票区名	投票所施設名	電話番号	受信電話番号
鳥取市	鳥取市第5投票区	鳥取市立西中学校体育館	別途連絡	別途連絡
鳥取市	鳥取市第306投票区	八上保育園		
鳥取市	鳥取市第551投票区	旧鹿野小学校体育館		
米子市	米子市第4投票区	米子市明道公民館		
岩美町	浦富第3投票区	岩美町中央公民館		
八頭町	八頭町第39投票区	八頭町山村開発センター		
大栄町	大栄町第17投票区	大谷公民館		
琴浦町	琴浦町第17投票区	赤碕地区公民館		
大山町	大山町中山第9投票区	大山町役場中山支所		
伯耆町	伯耆町第24投票区	伯耆町立岸本公民館		

3. 速報責任者

各市町の選挙管理委員会は、速報投票区に速報責任者を配置し、速報を行わせるものとする。

4. 速報要領

(1) 速報は、次の現時により行うものとする。

9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、16時30分、
17時、17時30分、18時、19時、19時30分及び20時

(2) (1)の時刻には、県から定時通話を行うので、速報投票区の速報責任者は、速報時刻の10分前現在で、その時までの投票者数を男・女・計別に記録し、電話口で待機すること。

(3) 使用する電話

速報投票区と使用する電話は2の表のとおりとする。

(4) 発信要領

速報責任者は、発信の際「〇〇市(町)、第〇〇投票区9時(10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、16時30分、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時)現在投票速報」と呼称した後、「投票者数、男〇〇名、女〇〇名、計〇〇名」と報告すること。

(5) 期日前投票及び不在者投票の取扱い

不在者投票者数は、20時現在の速報の際に、その数を加えて報告するものとする(それ以前は除外して報告する)。なお、期日前投票者数は、この報告からは除外されるものである。

5. 受信要領

(1) 県選管の受信者は、速報投票区からの速報を受信したときは、その内容を反復して確認するとともに、発信者、受信者が相互に氏名を確認する

(2) 当日有権者数については、9時現在の受信の際に確認するものとする。

6. 推定投票率の算定

(1) 推定投票率は、速報投票区の当日有権者数で9時(10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、16時30分、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時)現在の男・女・計の投票者数を除して、各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告するものとする。

(2) 投票率は、百分率(%)により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとする。

(3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとする。

$$\frac{(\text{県の男の当日有権者数}) \times (\text{全速報投票区の男の推定投票率}) + (\text{県の女の当日有権者数}) \times (\text{全速報投票区の子の推定投票率})}{(\text{県の当日有権者数})}$$